

2022 年 9 月 26 日

お客さま各位

結 城 信 用 金 庫
株式会社常陽銀行
株式会社足利銀行
株式会社筑波銀行
水 戸 信 用 金 庫
茨 城 県 信 用 組 合

相続届の共通化について

結城信用金庫（理事長 石塚 清博）、株式会社常陽銀行（頭取 秋野 哲也）、株式会社足利銀行（頭取 清水 和幸）、株式会社筑波銀行（頭取 生田 雅彦）、水戸信用金庫（理事長 飯村 次男）および茨城県信用組合（理事長 渡邊 武）は、このたび、預金等の相続手続の際にお客さまからご提出いただく相続届を共通化することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 実施日

2022 年 10 月 3 日（月）

2. 取り組みの背景・概要

これまで、預金等の相続手続きでは、金融機関ごとに相続届の書式や記入方法が異なっていたため、お客さまのご負担となっていました。こうした状況を踏まえ、お客さまのご負担を軽減し、利便性を向上させるため、各金融機関の相続届の書式や記入方法を共通化することといたしました。

3. その他

- (1) 相続届は共通となりますが、相続手続きはこれまで同様、各金融機関にて行います。
また、被相続人のお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合もございます。
- (2) お手続き中の現在の相続届については、共通化以降も引き続き受付いたします。

以 上

本件に対するご照会は、下記までお願いいたします。

結城信用金庫 事務部

0296-32-2110